

兵庫県公報

平成27年10月23日 金曜日 第 2742 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（同）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 昭和43年兵庫県告示第449号の2（兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定）の一部改正（港湾課）	6
○ 土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）	6
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	6
○ 入札公告（管財課）	6
○ 県有地の一般競争入札による売払い（同）	9
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	11
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	14
○ 入札公告（中播磨県民センター）	14
公安委員会告示	
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し	17
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	17
正 誤	
○ 平成27年3月23日付け兵庫県公報号外中	19

告 示

兵庫県告示第869号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
生田大坪土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	生田大坪地区	平成27年10月23日から 同年11月12日まで	淡路市役所

兵庫県告示第870号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市山崎町大沢字野々谷1235の39（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字野々谷1235の39（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第871号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。
平成27年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市山崎町段字大谷437の13、437の21
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大谷437の13・437の21（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第872号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
平成27年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
芦屋市海洋町2番10
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第10号に該当



兵庫県告示第873号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種 類		
(株)中原電業社 代)中原 健一	神戸市東灘区本庄町2-8-29	般-22 第105189号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年3月20日
(株)きたむら工務店 代)北村 賢多	同 市中央区二宮町4-23-7	般-23 第100455号	一般	建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年7月28日
(株)三愛りホーム 代)板垣 勝三	同 市兵庫区下沢通7-2-26	般-23 第111432号	一般	大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月30日
(有)フジ・テクノ 代)城下 みゆき	同 市同 区西柳原町2-5	般-24 第113825号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月1日
(株)エヌワイシーガル 代)山下 俊憲	同 市同 区菊水町10-39-36	般-26 第112482号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
三木組 代)三木博靖	同 市須磨区清水台1-9 アルテピア3番街2-1-902	般-24 第115085号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年8月3日
島田組 代)島田 亘啓	同 市垂水区下畑町字向井487-41	般-27 第115742号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月16日
保村塗装 代)保村 純	同 市西区小山3-201-1	般-26 第116701号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月16日
T・Fカンパニー 代)川崎 悦子	尼崎市潮江2-6-8 イマハイツA-201	般-25 第218649号	一般	ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年6月30日
(株)朝組 代)朝 秀之	同 市下坂部2-16-4 オオスミマンション	般-26 第218045号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月9日
シーズコンストラクション 代)金子 俊司	同 市栗山町1-23-1-501	般-23 第218276号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月2日
吉川榮(株) 代)吉川 規矩子	同 市塚口町1-10-5	般-22 第218195号	一般	大工工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年9月1日
(株)井上工務店 代)栗山 美佐	西宮市山口町下山口5-16-12	特-24 第214636号	特定	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年8月3日
黒田表具工務店 代)黒田 タキ子	同 市上ヶ原三番町3-25	般-24 第217627号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月24日

(資)神明商会 代)神野 隆徳	芦屋市西山町3-8	般-26 第204347号	一般	ほ装工事業、水道施設 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年3月28日
ヤンマー産業株 代)吉田 博	伊丹市中央3-1-17	般-25 第216899号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月26日
株)APEX 代)平山 栄治	同 市森本1-65-2	般-24 第302331号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年6月30日
明正組 代)西嶋 正明	宝塚市中筋山手2-3 -31	般-25 第301852号	一般	建築工事業、石工事 業、鋼構造物工事業、 しゅんせつ工事業、水 道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年8月1日
株)ニッソク 代)福永 弘子	川西市山下町20-20	般・特-24 第301694号	一般 特定	建築工事業、造園工事 業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月21日
春山組 代)春山 眞二	同 市美園町3-28	般-23、24 第301068号	一般	塗装工事業、造園工事 業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
株)木村工業所 代)木村 一道	川辺郡猪名川町つつじ が丘2-11-4	般-26 第302069号	一般	建築工事業、大工工事 業、左官工事業、屋根 工事業、タイル・れん が・ブロック工事業、 鉄筋工事業、板金工事 業、ガラス工事業、防 水工事業、内装仕上工 事業、熱絶縁工事業、 建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年6月1日
株)神姫住宅産業 代)神足 武志	明石市藤江1054-7	般-24 第406754号	一般	土木工事業、とび・土 土工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月1日
栗山電機株 代)栗山恵美子	加古川市志方町細工所 557	般・特-23 第403383号	一般 特定	土木工事業、電気工事 業、管工事業、水道施 設工事業、消防施設工 事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月6日
山下建設株 代)山下 登也	高砂市松陽3-3-2	特-24 第407242号	特定	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月10日
大山工務店 代)大山 真司	加古郡稲美町加古1798 -1	般-24 第407205号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月12日
藤田工業 代)藤田 次保	姫路市飾磨区清水3- 85	般-24 第461018号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年1月27日
株)ヤマトヤシキ 代)米田 譲	同 市二階町55	般-26 第461279号	一般	建築工事業、内装仕上 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月20日
株)玉岡マテリアル 代)小西 聖文	同 市飾磨区中島字相 生梅2172-1	般-22 第460812号	一般	土木工事業、建築工事 業、石工事業、鋼構造 物工事業、ほ装工事 業、しゅんせつ工事 業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月20日
大前設備 代)大前 直樹	同 市書写台2-7- 16	般-22 第460768号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
株)グラントホーム 代)古西 秀樹	同 市網干区新在家 1362-1	般-26 第460655号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成27年7月31日
飯塚設備 代)飯塚 正	同 市林田町下伊勢 809	般-23 第458534号	一般	管工事業、機械器具設 置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
株)朋栄電工 代)下村 孝司	同 市白浜町寺家2- 117-1	般-23 第460883号	一般	電気工事業、電気通信 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
三和興産株 代)田村 康隆	同 市広畑区本町1- 33	特-22 第451476号	特定	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年8月20日
宮田組 代)宮田 貴	同 市宮上町1-125 -2	般-23 第459600号	一般	とび・土工工事業、機 械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月27日

玉越工業(株) 代玉越 邦明	同 市林田町林谷806	般-22 第455640号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
福助機工(株) 代井河原 敬之	相生市那波野776-1	般-24 第551277号	一般	建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年 4月15日
榊山川電気工業所 代榊家 真人	赤穂市元町2-24	般・特-26 第550113号	一般 特定	電気工事業、消防施設 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 8月28日
広瀬設備(株) 代広瀬 彰	豊岡市寿町10-25	般-24 第650282号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成26年 4月30日
堀建設(株) 代堀 丈洋	南あわじ市阿那賀861 -1	般・特-27 第801358号	一般 特定	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成27年 8月 4日
川西電機商会 代川西 三雄	淡路市富島1711	般-23 第800977号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月19日



兵庫県告示第874号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量（数値地形測量）及び路線測量）
- 2 作業期間
平成27年10月23日から平成28年1月28日まで
- 3 作業地域
姫路市夢前町又坂地内



兵庫県告示第875号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
平成27年5月20日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
宍粟市の一部



兵庫県告示第876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年10月23日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年10月23日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 福良江井岩屋線	淡路市野島臺浦字小代口797番2から 同 市野島臺浦字オノ神812番2まで	旧	6.0から 8.0まで	285.0
		新	6.0から 13.0まで	285.0
県道 福良江井岩屋線	淡路市野島江崎字井ノ崎114番3から 同 市野島江崎字長谷112番1まで	旧	8.0から 8.0まで	120.0
		新	11.0から 11.0まで	120.0



兵庫県告示第877号

昭和43年兵庫県告示第449号の2（兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をくい留することについて許可を要しない施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

「 同	須加けい船護岸	820.0	2.0	2.0	同	」及び
「 同	東堀けい船護岸	226.0	2.0	2.0	同	」

を削る。



兵庫県告示第878号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、朝来市和田山駅南土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組 合 の 名 称 朝来市和田山駅南土地区画整理組合
 事務所の所在地 朝来市和田山町東谷213番地の1（朝来市役所内）
 設立認可の年月日 平成11年12月13日
- 解散認可の年月日
 平成27年10月13日

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井戸敏三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
中央礦油 株式会社	神戸市中央区元町通6丁目1番1号401A	平成27年8月31日



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年10月23日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県本庁舎ほか2庁舎で使用する電気 予定数量7,631,596キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出入局管理課 電話（078）341-7711 内線4946

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成27年10月26日（月）から同年11月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課 担当 中野

電話（078）341-7711 内線2544

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成27年10月26日（月）から同年11月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成27年12月15日（火）午前10時から

場所 兵庫県企画県民部管理局管財課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成27年12月14日（月）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年12月11日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(2)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成27年11月13日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 7,631,596kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2016 through March 31, 2017

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 December 14, 2015 by direct delivery

17:00 December 14, 2015 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nakano, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 2544



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
サ	姫路市書写台三丁目145番	2,015.68	宅地	7,025	703
シ	豊岡市九日市上町字塚坪526番1、527番1	2,974.81	田	32,128	3,213

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

(1) 成年被後見人

(2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
 - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
 - (11) 日本語を完全に理解できない者
 - (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
 - (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 3 入札参加申込み
- (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
 - (2) 申込手続
一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
 - (3) 受付期間
平成27年10月22日（木）から同年11月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成27年10月22日（木）にあつては午後1時からとする。
郵送等の場合は、平成27年11月10日（火）消印有効とする。
- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2551
- 5 入札期間、場所及び開札日時
- (1) 入札期間
平成27年11月25日（水）午後1時から同年12月2日（水）午後1時まで
 - (2) 入札場所
公有財産売却システム上
 - (3) 開札日時

平成27年12月2日(水)午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する(郵送による入札書の提出は認めない)。
なお、この登録は1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス姫路北原店
所在地 姫路市北原553-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇野正晃

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇野正晃

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年6月6日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,198平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
50台
- (2) 駐輪場の収容台数
16台
- (3) 荷さばき施設の面積
32平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後 9 時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

入口 1 箇所、出口 1 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

8 届出年月日

平成27年10月 5 日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 1 課

(2) 縦覧期間

平成27年10月23日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 2 月23日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	加古川市新神野一丁目12番 2	3,754.93	宅 地
2	南あわじ市榎列松田字西ノ内657番 3	671.42	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

(1) 成年被後見人

(2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(3) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例による

こととされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者

- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公社館3階）
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間
平成27年10月23日（金）から同年12月10日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

5 入札の場所及び日時

- (1) 場所
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県公社館総務第2会議室（2階）

- (2) 日時
物件1 平成27年12月14日（月）午前10時30分
物件2 平成27年12月14日（月）午後1時30分

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった

者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当
電話 (078) 341-7711 内線4875



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年10月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町島字西ノ口398番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町島489番地の5

垣 内 太 郎

3 許可年月日及び許可番号

平成27年9月7日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-3-2号(27高砂)



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年10月23日

契約担当者

兵庫県中播磨県民センター長 岡 本 周 治

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県姫路総合庁舎ほか12庁舎で使用する電気 予定数量2,565,268キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成28年4月1日(金)から平成29年3月31日(金)まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で入札参加を希望する者は、物品関係入札参加資格審査の申請を行い、入札参加申込期間の最終日(平成27年11月13日(金))までに物品関係入札参加資格の認定を受けていること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4946

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者であること。ただし、判定を受けていない者で入札参加を希望する者は、兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書に係る書類を添えて、下記窓口に提出し、申込期間の最終日(平成27年11月13日(金))までに入札参加「可」の判定を受けていること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成27年10月26日(月)から同年11月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

〒670-0947 姫路市北条1-98

兵庫県中播磨県民センター県民交流室総務防災課(財務担当)担当木村

電話(079)281-3001 内線209

4 入札参加申込書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成27年10月26日(月)から同年11月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成27年12月15日(火)午前10時から

場所 兵庫県中播磨県民センター県民交流室総務防災課内(兵庫県姫路市北条1-98)

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成27年12月14日(月)午後5時までに3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年12月11日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき(入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること)。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成27年11月13日(金)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Shuuji Okamoto, Executive Director General, Naka-Harima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 2,565,268 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2016 through March 31, 2017

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 December 14, 2015 by direct delivery

17:00 December 14, 2015 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Kimura, Civil Administration Office, Naka-Harima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

1-98, Hojo, Himeji, Hyogo 670-0947

TEL (079)281-3001 Ext. 209

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第333号

行政手続法（平成5年法律第88号）第23条第1項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第3号の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

平成27年10月23日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 被処分者

氏名	営業所の所在地	営業所の名称	処分手項
金 美娥	神戸市中央区加納町4丁目7番25号 サンプロ羽根田ビル203	ラウンジロッセ	風俗営業の許可(平成17年5月2日生第平17-12号許可)の取消し
崔 榮蘭	神戸市中央区中山手通1丁目5番8号 INBビル5階	韓国クラブ螢	風俗営業の許可(平成14年8月29日生第平14-26号許可)の取消し
崔 静姫	神戸市中央区中山手通1丁目17番16号 北野フェニックス403号	エレガンス	風俗営業の許可(平成21年2月20日生第平21-6号許可)の取消し
瀨島 守	神戸市中央区中山手通1丁目5番9号 港都会館ビル地下1階	SWEET	風俗営業の許可(平成22年8月31日生第平22-39号許可)の取消し

2 事務を所掌する組織の名称及び所在地

兵庫県警察本部生活安全部生活環境課 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に生活安全部生活環境課を経由して、兵庫県公安委員会に対し異議申立てをするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

また、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。



兵庫県公安委員会告示第334号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任

者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年10月23日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

平成27年11月30日（月）から同年12月4日（金）までの5日間

イ 追加取得講習

平成27年12月3日（木）及び同月4日（金）の2日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、12月4日（金）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（いずれも身辺警備業務に係るものを除く。）（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成27年11月2日（月）から同月13日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下「生活安全課」という。）の警備業担当係

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

7 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

- 8 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 9 その他
 - (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、警備員指導教育責任者講習受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
 - (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、生活安全課の警備業担当係及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会
- 11 問合せ先
 - (1) 生活安全課の警備業担当係
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
 - (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166

正 誤

○平成27年3月23日付け（兵庫県公報号外）
兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成27年兵庫県条例第29号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
5	上から20	「100分の5.5」を「100分の4.6」	「、「100分の5.5」を「、「100分の4.6」
同上	上から23	「100分の5.5」を「100分の4.6」	「、「100分の5.5」を「、「100分の4.6」
6	上から16	「100分の3.1」を「100分の2.5」に、 「100分の1.6」を「100分の0.9」	「100分の3.1」とあるのは「100分の 1.6」を「100分の2.5」とあるのは「100 分の0.9」
同上	上から17	「100分の4.6」を「100分の3.7」	「、「100分の4.6」を「、「100分の3.7」
同上	上から18	「100分の6」を「100分の4.8」に、 「100分の3.1」を「100分の1.9」	「100分の6」とあるのは「100分の 3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100 分の1.9」